

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の取扱について(発注者監督職員用)

Q & A

平成 1 4 年 5 月

長 崎 県 土 木 部

1 . 契約書(別紙)に関する事項 (法第13条関係)

Q 1 特定建設資材廃棄物が発生しないで、特定建設資材のみを使用する工事の場合、契約書(別紙)は経理担当者へ提出の必要がありますか。

A 1 契約書(別紙)の経理担当者への提出は必要ない。

Q 2 変更指示により対象建設工事となった場合、契約書(別紙)はどの時点で作成すべきですか。

A 2 変更契約時に契約書(別紙)を作成し、経理担当者へ提出する。

Q 3 平成14年5月30日以前に当初契約をし、平成14年5月30日以降変更契約を実施する工事は対象となりますか。

A 3 対象とならない。(平成14年5月30日以降の当初契約から適用)

Q 4 設計変更が伴わない場合で、処理施設のみ変更となっている場合、変更契約をしなければならないのですか。

A 4 契約書(別紙)の変更をする。(変更稟議+別紙のみ)

Q 5 契約書(別紙)は、経理担当者へ提出する際、班長のチェックを受ける必要はありますか。

A 5 設計図書を経理担当者へ渡す前に担当班長が確認すること。

2. 計画の通知に関する事項 (法第11条関係)

Q 1 通知書の提出方法は、FAX、郵送、メールすべて可能ですか。

A 1 FAX 不可
メール 不可
郵送 可。

Q 2 工事着手前とはいつですか。

A 2 工事着手前とは、準備等で最初に工事現場に入る日の前日までをいう。

Q 3 工事区間が2つ以上の市町村にまたがった場合の通知先はどこですか。

A 3 通知書の宛先が違う場合は双方に通知する。
通知書の宛先が同じ場合はいずれかに通知する。

具体例)

工 事 の 内 容	通 知 先
A 県内の B 市(通知書の宛先は B 市長で通知先は B 市役所)と C 市(通知書の宛先は A 県知事で通知先は E 土木事務所)に跨る工事	A 県と B 市の双方に通知する
A 県内の B 市(通知書の宛先は A 県知事で通知先は C 土木事務所)と D 市(通知書の宛先は A 県知事で通知先は E 土木事務所)に跨る工事	C 土木事務所か E 土木事務所のいずれかに通知する
A 県と B 県に跨る工事	A 県と B 県に通知する。

Q 4 通知書の決裁はどこまで必要ですか。また、公印は必要ですか。

A 4 決裁については、担当課長までとする。
通知書の公印については、必要ない。

Q 5 特定建設資材の使用又は解体工事において特定建設資材廃棄物が発生しない工事で、施工中に対象建設工事となった場合、通知書をいつの時点で通知すればいいのですか。

A 5 特定建設資材の使用又は特定建設資材廃棄物の分別解体の着手前に通知する。

Q 6 当初特定建設資材の使用又は解体工事において特定建設資材廃棄物が発生する請負額500万円以下の土木工事で、施工中に工事打合せ簿で請負額が500万円以上になるような工事量の増を指示した場合、通知書はいつの時点で通知すればいいのですか。

A 6 請負業者に工事打合せ簿で請負額が500万円以上になる工事量の増を指示した時点で速やかに通知する。

3. 再資源化等報告書に関する事項 (法第18条関係)

Q 1 再資源化等報告書の保存期間はいつまでですか。

A 1 完成書類(工事写真・日報等)と同じ保存期間とする。

Q 2 再資源化等報告書添付資料の、再生資源利用実施書及び再生資材利用促進実施書に記載する数量はどの数量を記入するのですか。

A 2 最終の契約数量とする。

4. その他

Q 1 個人の家屋を解体する場合も建設リサイクル法は適用されますか。

A 1 個人の家屋を解体する場合であっても法律は適用されます。
建築物の解体・・・特定建設資材廃棄物が発生するもので、解体部分の床面積の合計が80㎡以上のもの。

Q 2 提出様式はどうしたら手に入りますか。

A 2 1)長崎県土木部ホームページに掲載している。

ホームページアドレス <http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/contents.html>

(土木部ニュース掲示板 建設リサイクル法関係 届出等関係書式一覧
公共事業関連様式に掲載している。)

2)届出窓口にて配付している。

Q 3 再生資源利用計画書及び再生資材利用促進計画書には、特定建設資材及び特定建設資材廃棄物のみの記載でいいですか。

A 3 他の欄についても記載する。